

寄附講座設置・管理等に関する基本方針

奈良県立医科大学寄附講座規程（平成18年2月14日制定）第14条の規定に基づき、寄附講座を適正かつ公正に設置・運営するための基本的な方針を次のとおり定める。

1 寄附の受入受諾に関すること

(1) 寄附申込金額の規模

専任教員人件費と研究費の確保を考慮し、概ね1千万円／年以上を目途とする。

(2) 寄附申込に際しての付帯条件

寄附申込者から、本学及び当該寄附講座における教育・研究活動を行う上で支障があると認められるような条件が付されていないこととする。

(3) 間接経費

寄附申込者に、寄附金からオーバーヘッドとして一定の金額を大学に拠出することを事前に説明し了解を得ておくものとする。

2 寄附講座の運用に関すること

(1) 教員の配置

①少なくとも1名の寄附講座本務教員を配置する。

②寄附講座の内容（寄附金額、研究領域等）等において特別な理由があると認められる場合に限り、本学教授に、本務の講座の教授としての在職期間を限度として、寄附講座教授を兼務させることができる。ただし、本務の講座の教授を退職するときは、併せて寄附講座の教授も退職するものとする。

③前記②の場合、准教授又は講師を当該寄附講座本務教員として配置することが望ましいものとする。

④本学の教員が寄附講座教員となる場合、必要に応じ役員会及び教育研究審議会で当該教員に係る処遇等の取扱いを審議するものとする。

(2) 自己申告

寄附講座教員は、公立大学法人奈良県立医科大学利益相反管理規程（平成21年2月5日制定、以下「利益相反管理規程」という。）に基づき、寄附者との利益相反の状況も含めて、毎年度自己申告するものとする。

(3) 事業報告

寄附講座主任（当該寄附講座の管理・運営に当たる最上席の者をいう。以下同じ。）に、毎年度、役員会及び教育研究審議会に対し、当該寄附講座に係る教育・研究成果の報告（決算状況を含む。）を行わせるものとする。

3 寄附講座の管理に関すること

(1) 寄附講座の管理・運営

学長の監督のもと、寄附講座主任が行うものとする。

(2) 資金管理

法人企画部研究推進課で管理するものとする。

(3) 寄附者との利益相反状況の管理

①利益相反管理規程、同細則等の規定に基づき管理するものとする。

②利益相反管理委員会及び相談室において利益相反の状況を審査する際、必要に応じ、自己申告書記載事項以外の事項についても、寄附講座主任から報告を求めることができるものとする。

附 則

本方針は平成21年12月3日より施行する。ただし、本方針施行前に設置されている寄附講座については、なお従前の例による。

附 則

本方針は平成27年4月1日より施行する。